

「航空の安全の増進に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に関連する通達の
制改定に関するパブリックコメントの募集について

平成21年9月2日

＜問い合わせ先＞

航空局技術部航空機安全課

航空機技術基準企画室

(内線 50242)

TEL: 03-5253-8111

国土交通省では、平成21年4月27日に締結された「航空の安全の増進に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(BASA: Bilateral Aviation Safety Agreement)」及びその耐空性に関する実施取決め(IPA: Implementation Procedures for Airworthiness)について、関連する通達の制改定を予定しています。つきましては、広く国民の皆様から、関連通達の制改定に対するご意見を以下の要領で募集します。

【意見募集要領】

意見募集対象

「航空の安全の増進に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に関連する通達の制改定について】【PDF形式】

意見送付方法

住所・氏名・職業(会社名又は所属団体名)及び電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

① 電子メールの場合(テキスト形式でお願い致します。)

電子メールアドレス: g_CAB_GIJ_KKA@mlit.go.jp

国土交通省航空局技術部航空機安全課航空機技術基準企画室あて

② 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省航空局技術部航空機安全課航空機技術基準企画室あて

③ FAXの場合

FAX番号03-5253-1661

国土交通省航空局技術部航空機安全課航空機技術基準企画室あて

意見募集期間

平成21年9月2日(水)から平成21年10月1日(木)まで(必着)

注意事項

- ※ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりませんので、あらかじめその旨ご了承願います。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所・氏名・所属・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、ご承知おきください。